

住田町地域防災計画 令和 7 年度修正案

令和 8 年 3 月
住田町防災会議

住田町地域防災計画修正案

(本編/原子力災害対策編)

新旧対照表

住田町地域防災計画（本編）

新旧対照表

目 次

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	1
第2節	地域防災活動活性化計画	2
第4節	気象業務整備計画	3
第5節	通信確保計画	4
第6節	避難対策計画	5
第7節	食料・生活必需品等の備蓄計画	7
第8節	孤立化対策計画	8
第9節	要配慮者の安全確保計画	9
第14節	ライフライン施設等安全確保計画	10
第16節	風水害予防計画	11
第17節	土砂災害予防計画	12

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	14
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	15
第4節	情報の収集・伝達計画	19
第6節	交通確保・輸送計画	20
第14節	避難・救出計画	21
第15節	医療・保健計画	23
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	24
第24節	ライフライン施設応急対策計画	25

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町及び防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図り、常に防災意識の向上に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する。</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 防災文化の継承 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町及び防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図り、常に防災意識の向上に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、<u>外国人、乳幼児、妊産婦等の</u>要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</p> <p>また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(LGBT等)の視点にも配慮する<u>ことに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 防災文化の継承 [略]</p>
1-2-2	<p>○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</p>	<p>○ 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</p>
1-2-3	<p>7 専門家の活用</p> <p>○ 県及び町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>7 専門家の活用</p> <p>○ 県及び町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家(<u>気象防災アドバイザー等</u>)の活用を図る。</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-5	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化 [略]</p> <p>第3 消防団の活性化</p> <p>○ 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う<u>消防団の活性化を推進し、その育成を図るため</u>、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。</p> <p><u>ア 消防団員の確保</u></p> <p><u>イ 消防団の施設・設備の充実強化</u></p> <p><u>ウ 消防団員の教育訓練の充実強化</u></p> <p><u>エ 報酬・出勤手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善</u></p> <p><u>オ 消防操法競技会、行事等の開催</u></p> <p><u>カ 青年層、女性層及び公務員の消防団員への加入促進</u></p> <p><u>キ 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び事業所等への協力要請</u></p> <p><u>ク 消防団総合整備事業等の活用</u></p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化 [略]</p> <p>第3 消防団の活性化</p> <p>○ 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う<u>消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進するため</u>、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。</p> <p><u>ア 消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化</u></p> <p><u>イ 消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化</u></p> <p><u>ウ 報酬・出勤手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善</u></p> <p><u>エ 競技会、行事等の開催</u></p> <p><u>オ 青年層、女性層及び公務員の消防団員への加入促進</u></p> <p><u>カ 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請</u></p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-11	<p style="text-align: center;">第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。 <u>また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>第2 通信施設の整備等 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、<u>通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u> <u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>第2 通信施設の整備等 [略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-17	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 避難対策の検討 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等 1 避難所等の整備 [略]</p> <p>○ 県及び保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、町の防災担当課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 避難場所等の環境整備 ○ 町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 避難対策の検討 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等 1 避難所等の整備 [略]</p> <p>○ 県及び保健所等は、<u>新興感染症の自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新興感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>○ 町は、<u>指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 避難場所等の環境整備 ○ 町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備に努める。</p>
	<p>ア 住民に各種情報を確実に伝達できる通信機材の確保</p> <p>イ 非常用電源の確保</p> <p>ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置</p> <p>エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備</p> <p>オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備</p> <p>カ <u>毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備</u></p> <p>キ 高齢者、障がい者等の災害時要援護</p>	<p>ア 住民に各種情報を確実に伝達できる通信機材の確保</p> <p>イ 非常用電源の確保</p> <p>ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置</p> <p>エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備</p> <p>オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備</p> <p>カ <u>段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備</u></p> <p>キ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、</p>

	<p>者に配慮した環境の整備</p> <p>ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</p> <p>ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備</p>	<p><u>妊産婦</u>等の災害時要援護者に配慮した環境の整備</p> <p>ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</p> <p>ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○表記の適正化</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-21	<p>第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>○ 県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>[略]</p> <p>第2 町等の役割</p> <p>[略]</p>	<p>第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <p>○ 県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。</u></p> <p>[略]</p> <p>○ <u>県及び町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 町等の役割</p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-22	<p style="text-align: center;">第8節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況 <u>平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23年東北地方太平洋沖地震、令和6年能登半島地震への対応等を踏まえ、孤立化するおそれのある地域の状況は次のとおりである。</u></p> <p>1 孤立化の原因として、「<u>集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合</u>」及び「<u>集落へのアクセス道路が1本しかない場合</u>」である。</p> <p>2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。 [略] ○ 自主防災組織への参加が低い状況にある。</p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 連絡手段の確保 [略] ○ 防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図とその方法を周知する。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 防災体制の強化 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第8節 孤立化対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 災害時孤立化想定地域の状況</p> <p>1 孤立化の原因として、「<u>地震・風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積</u>」が多くを占めている。</p> <p>2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。 [略] ○ 自主防災組織の組織率が県全体の組織率と比べて低い状況にある。 ○ <u>水、食料等の生活物資を備蓄していない集落が多い。</u></p> <p>第3 孤立化想定地域への対策の推進</p> <p>1 通信手段の確保 [略] ○ 防災ヘリコプターやドローン等による空中偵察に対し住民側から送る合図とその方法を周知する。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 備蓄の奨励 <u>町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え合い助け合うことができるよう、備蓄を推進する。</u> <u>また、備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において最低3日間、推奨1週間分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。</u> <u>なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。</u></p> <p>5 防災体制の強化 [略]</p>
修正理由	○「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」に係るフォローアップ調査結果を踏まえた修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-24	<p>第9節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1～7 [略]</p>	<p>第9節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>1～7 [略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-38	<p>第14節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 電力施設 [略]</p> <p>第3 ガス施設 [略]</p> <p>第4 上下水道施設 [略]</p> <p>第5 電気通信施設</p> <p>○ 電気通信業者は、災害時における通信の確保を図るため、<u>県計画に定めるところにより、施設、資機材の整備等を図る。</u></p>	<p>第14節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 電力施設 [略]</p> <p>第3 ガス施設 [略]</p> <p>第4 上下水道施設 [略]</p> <p>第5 通信施設</p> <p><u>1 電気通信設備</u></p> <p>○ 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、<u>施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p><u>2 放送施設</u></p> <p>○ <u>放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。</u></p> <p><u>(1) 設備の整備</u></p> <p>○ <u>放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。</u></p> <p>○ <u>放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。</u></p> <p>○ <u>防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。</u></p> <p>○ <u>建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。</u></p> <p><u>(2) 放送継続体制の整備</u></p> <p>○ <u>災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送システムによる臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。</u></p> <p><u>(3) 防災資機材の整備</u></p> <p>○ <u>災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。</u></p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

本編 第2章 災害予防計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-41	<p style="text-align: center;">第16節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県、町その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。</p> <p>4 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>[略]</p> <p>○ 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>第3～12 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 風水害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県、町その他の防災関係機関は、<u>風水害</u>対策やその知識の普及啓発を図る。</p> <p>4 [略]</p> <p>第2 風水害に強いまちづくり</p> <p>[略]</p> <p>○ 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p> <p>○ <u>県及び町は、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p>第3～12 [略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-46	<p style="text-align: center;">第17節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 土砂災害発生危険個所の現況 [略]</p> <p>第3 土地崩壊の災害防止対策 [略]</p> <p>第4 土砂災害防止対策の推進 [略]</p> <p>○ 県及び町は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</u></p> <p><u>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第17節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 土砂災害発生危険個所の現況 [略]</p> <p>第3 土地崩壊の災害防止対策 [略]</p> <p>第4 土砂災害防止対策の推進 [略]</p> <p>○ 県及び町は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</u></p> <p><u>また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u></p> <p><u>さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>
1-2-47	<p>第5 宅地防災対策 [略]</p> <p>第6 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p>	<p>第5 宅地防災対策 [略]</p> <p>第6 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、<u>県と盛岡地方気象台が共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u></p>

1-2-47	<p>2 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表されている<u>場合において</u>、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が<u>1 km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達した</u>ときに、県と盛岡地方気象台は、<u>協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <p>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 利用に当たっての留意点</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報は、<u>大雨による土砂災害発生</u>の危険度を、<u>降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>2 発表・解除基準</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、<u>当該地域を対象として共同で発表する。</u></p> <p>また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 利用に当たっての留意点</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報は、<u>降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-8	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 活動体制 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備体制 1～8 [略]</p> <p>9 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>○ 町本部長は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 活動体制 [略]</p> <p>第3 職員の動員配備体制 1～8 [略]</p> <p>9 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>○ 町本部長は、<u>新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、<u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></u></u></p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案									
1- 3- 22	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p>	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領 [略]</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類 [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 645 323 678">種類</th> <th data-bbox="328 645 475 678">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 685 323 925" rowspan="2">気象に関する情報</td> <td data-bbox="328 685 475 752">早期注意情報 [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 759 475 1081">岩手県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って<u>注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	気象に関する情報	早期注意情報 [略]	岩手県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って <u>注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="919 645 994 678">種類</th> <th data-bbox="999 645 1145 678">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="919 685 994 925" rowspan="2">気象に関する情報</td> <td data-bbox="999 685 1145 752">早期注意情報 [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 759 1145 2096">岩手県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って<u>注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</u> <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	気象に関する情報	早期注意情報 [略]
種類	内容										
気象に関する情報	早期注意情報 [略]										
	岩手県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って <u>注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</u>										
種類	内容										
気象に関する情報	早期注意情報 [略]										
	岩手県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って <u>注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</u> <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u>										

記録的短時間大雨情報	[略]
土砂災害警戒情報	[略]
竜巻注意報	[略]

ウ～オ [略]

カ 特別警報の種類と発表基準

備考1 [略]

備考2 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

キ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。
- 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

[略]

種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	[略]	[略]
その他の情報	[略]	[略]

記録的短時間大雨情報	[略]
土砂災害警戒情報	[略]
竜巻注意報	[略]

ウ～オ [略]

カ 特別警報の種類と発表基準

備考1 [略]

備考2 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

キ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。
- 気象庁は緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線等を通じて住民に伝達される。
- 緊急地震速報のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(イ) 地震情報の種類と内容

[略]

種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	[略]	[略]

1-
3-
26

1-
3-
27

1-
3-
27

<p>北海道・三陸沖後発地震注意情報</p>	<p>・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合</p> <p>・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものと評価された場合</p>	<p>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。</p>
<p>その他の情報</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

1-
3-
28

ク その他
(消防法に基づくもの)

種類	通報基準
<p>火災 気象 通報</p>	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続する場合 ○ 最小湿度 35%以下、実効湿度 60%以下と予想される場合 ○ 平均風速が 10m/s 以上と予想される場合 <p>(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p>

ク その他
(消防法に基づくもの)

種類	通報基準
<p>火災 気象 通報</p>	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合</p> <p>(1) 通報基準</p> <p>盛岡地方气象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準</p> <p>(2) 地域区分</p> <p>市町村単位</p> <p>(3) 通報方法</p> <p>盛岡地方气象台は、午前 5 時に発表する天気予報に基づき、翌日午前 9 時までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前 5 時頃に通報す</p>

1- 3- 30	(2)・(3) [略] (4) 町の措置 [略] (5) 県の措置 [略] ○ 防災基本情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。 [略]	火災 警報	[略]	る。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 <u>火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。</u> <u>火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</u> <u>(4)通報区分</u> <u>イ 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】</u> <u>ロ 強風注意報→火災気象通報【強風】</u> <u>ハ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</u>	火災 警報	[略]
理由	○所要の修正					

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-37	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～5 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>6 国、県、市町村及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p>
修正理由	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-54	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 交通確保 1～4 [略] 5 交通規制 (1)～(4) [略] (5) 緊急通行車両等確認証明書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章又は規制除外車両標章交付のための事前届出制度の周知</u>を行う。 ○ 県公安委員会は、あらかじめ緊急通行に係る業務の実施について、責任を有する者から、緊急通行車両の<u>事前届出書</u>又は規制除外車両の<u>事前届出書</u>を提出させ、審査の上、届出済証明を交付する。 また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。 <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 交通確保 1～4 [略] 5 交通規制 (1)～(4) [略] (5) 緊急通行車両等確認証明書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章又は除外届出済証の交付を受けることができることについて</u>、周知を行う。 ○ 県公安委員会は、あらかじめ緊急通行に係る業務の実施について、責任を有する者から、規制除外車両の届出書を提出させ、審査の上、<u>除外届出済証明</u>を交付する。 また、<u>除外届出済証</u>を交付した車両については、規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。 <p>6 [略]</p> <p>7 交通マネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</u> ○ <u>県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u> ○ <u>検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障の無い範囲において構成員間の相互協力を行う。</u> ○ <u>検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。</u>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-84	<p>第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p>	<p>第14節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5 町は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p>
1-3-85	<p>第3 実施要領</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) [略]</p>
1-3-91	<p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ 町本部長は、あらかじめ定める避難計画及び町が作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>[略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>○ 町本部長は、あらかじめ定める避難計画及び町が作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>○ <u>町本部長は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>7 [略]</p>

<p>1-3-92</p>	<p>8 避難所以外の在宅避難者等に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者等の把握 [略]</p> <p>(2) 在宅避難者等に対する支援 [略]</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>9 [略]</p>	<p>8 避難所以外の在宅避難者等に対する支援</p> <p>○ <u>町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 在宅避難者等の把握 [略]</p> <p>(2) 在宅避難者等に対する支援 [略]</p> <p>○ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ <u>町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>○ <u>町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>9 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-97	<p style="text-align: center;">第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>本部の整備に努める。</u></p> <p>8 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>[略]</p> <p>第4 傷病者の搬送体制</p> <p>[略]</p> <p>第5 個別疾患への対応体制</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための<u>いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する。</u></p> <p>8 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>[略]</p> <p>第4 傷病者の搬送体制</p> <p>[略]</p> <p>第5 個別疾患への対応体制</p> <p>[略]</p>
1-3-103	<p>第6 災害中長期における医療体制</p> <p>1 災害中長期における医療活動</p> <p>○ 町本部長は、大規模災害時等、DMAT撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き<u>医療救護班等</u>の派遣が必要である場合は、(一社)気仙医師会、気仙歯科医師会等関係団体に対し、応援の継続を要請する。</p> <p>○ 県大船渡地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、被災地における<u>医療救護班等</u>の活動調整及び活動支援を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第7 災害救助法を適用した場合の医療、助産</p> <p>[略]</p>	<p>第6 災害中長期における医療体制</p> <p>1 災害中長期における医療活動</p> <p>○ 町本部長は、大規模災害時等、DMAT撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き<u>保健医療福祉活動チーム</u>の派遣が必要である場合は、(一社)気仙医師会、気仙歯科医師会等関係団体に対し、応援の継続を要請する。</p> <p>○ <u>県本部長は、災害医療コーディネーターとともに、「いわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）」を設置し、災害対策に係る保健・医療・福祉活動の総合調整を行う。</u></p> <p>○ 県大船渡地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、<u>地域災害医療対策会議</u>を設置し、被災地における<u>保健医療福祉活動チーム</u>の活動調整及び活動支援を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第7 災害救助法を適用した場合の医療、助産</p> <p>[略]</p>
修正理由	○岩手県地域防災計画修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-129	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 し尿処理</p> <p>(1) 処理方法 [略]</p> <p>(2) し尿処理用資機材の確保</p> <p>○ 町本部長は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定の締結を検討するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>第20節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 し尿処理</p> <p>(1) 処理方法 [略]</p> <p>(2) し尿処理用資機材の確保</p> <p>○ 町本部長は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定の締結を検討するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、<u>トイレカー</u>、<u>トイレトレーラー</u>、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

本編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-145	第24節 ライフライン施設応急対策計画 第1 基本方針 1～3 [略] 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 [略]	第24節 ライフライン施設応急対策計画 第1 基本方針 1～3 [略] <u>4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 第2 実施機関（責任者） [略] 第3 実施要領 [略]
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

住田町地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表

目 次

第 2 章 災害予防計画	
第 1 節 防災知識普及計画	1
第 3 節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	2
第 3 章 災害応急対策計画	
第 3 節 情報の収集・伝達及び通信情報計画	3

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 ○ また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。 <p>第2 防災知識の普及</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者、<u>外国人</u>、<u>乳幼児</u>、<u>妊産婦</u>等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 ○ また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、<u>愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>[略]</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-4	<p>第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。<u>また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p>第2 通報連絡体制の整備 [略]</p> <p>第3 通信施設・設備の整備等 [略]</p> <p>第4 住民等への情報伝達手段の整備 [略]</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、<u>通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p><u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。</u></p> <p>第2 通報連絡体制の整備 [略]</p> <p>第3 通信施設・設備の整備等 [略]</p> <p>第4 住民等への情報伝達手段の整備 [略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-7	<p>第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>町その他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>[略]</p> <p>○ 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。</p> <p>2 通信情報</p> <p>[略]</p> <p>第2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 情報の収集・伝達実施要領</p> <p>[略]</p> <p>第4 電気通信設備等の利用</p> <p>[略]</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>町その他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>[略]</p> <p>○ 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。</p> <p><u>○ 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 通信情報</p> <p>[略]</p> <p>第2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 情報の収集・伝達実施要領</p> <p>[略]</p> <p>第4 電気通信設備等の利用</p> <p>[略]</p>
修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正	